

江東区ハクビシン・アライグマ対策事業のお知らせ

江東区では、区民生活の環境被害を防止するためにハクビシン及びアライグマの防除等の対策を行う事業を実施しています。

対象者	生活環境被害を受けている居住用建築物の所有者等 (分譲共同住宅の場合は管理組合) ※ 生活環境被害とは、ハクビシン・アライグマによる次に掲げる被害 (1) 居住用建築物の内部における足音及び鳴き声による騒音 (2) 居住用建築物の内部または敷地内におけるふん尿による汚損 (3) 居住用建築物の破損 (4) (1)～(3)のほか、ハクビシン・アライグマが居住用建築物の内部または敷地内に侵入したことにより生じた被害
事業の概要	区の委託を受けた専門業者が現地調査を実施し、ハクビシン・アライグマの侵入の痕跡を確認した場合に、捕獲器を設置します。 ハクビシン・アライグマが捕獲された場合は、専門業者が引き取りを行います。捕獲器の設置期間は2週間で、1週間の延長が可能(最大3週間設置可能)です。
申請方法	利用申請書に記入の上、必要書類を添付し申請してください。郵送等でも受け付けています。 申請書は江東区のホームページからダウンロードできます。 トップページ>くらし・地域>ペット・動物>その他の動物



江東区

【お問い合わせ先】

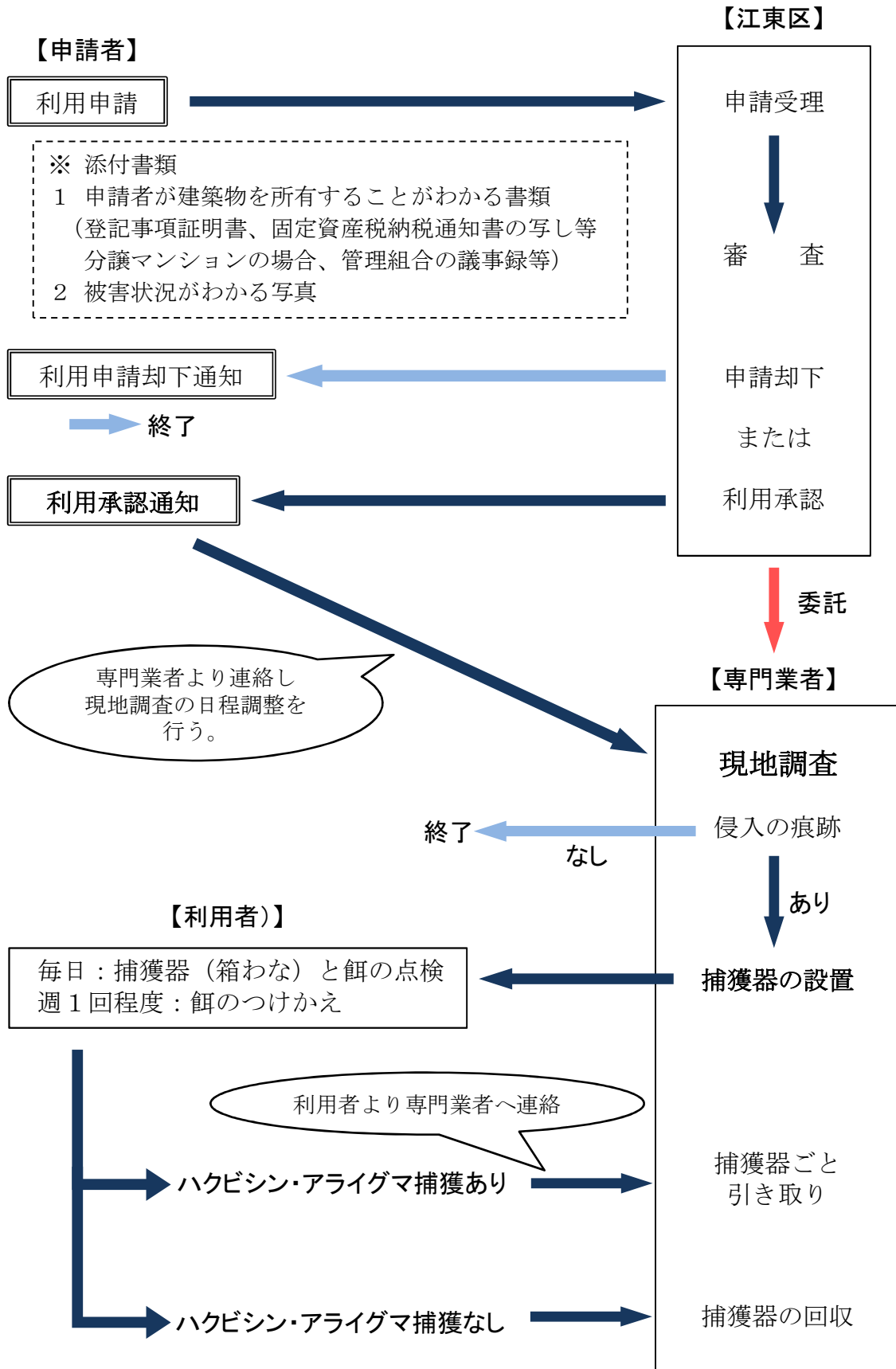
環境清掃部環境保全課調査係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

防災センター6階8番窓口

TEL 3 6 4 7 - 6 1 4 8 (直通)

対策事業の流れ



利用者の責務

対策事業の申請を行い、利用承認の通知を受けた方（利用者）には、以下の事項の実施をお願いしています。

- 1 捕獲器を設置・回収する際やハクビシン・アライグマを引き取る際に立ち会うこと。
- 2 捕獲器設置期間において、毎日捕獲器を見回り、餌の状況を確認する等、適切に管理すること。
- 3 週1回程度、捕獲器に付けられた餌を付け替えること。
(餌は利用者が用意します。)
- 4 ハクビシン・アライグマが捕獲された場合は、区の委託を受けた専門業者へ速やかに連絡すること。
- 5 生活環境被害がある場合、その対応（侵入口をふさぐ等の工事の施工や、ふん尿の撤去、清掃・消毒等）及び再発防止のための対策を実施すること。

注意事項

次のような場合は本対策事業の対象外です。

- 1 「見かけた」など実害が発生していない場合
- 2 ハクビシン・アライグマ以外の動物による被害の場合
- 3 利用者による毎日の見回りが出来ない場合

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

江東区ハクビシン・アライグマ対策事業利用申請書

江東区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱第 1 0 条の規定により対策事業の実施を希望するので、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 対策事業の実施の際は、江東区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱第 1 2 条に定める事項を実施します。
- 2 同要綱に基づく事業の実施において必要な事項を第三者に提供することに同意します。

対象の建築物	所在地	江東区
	用途	1 個人宅 2 共同住宅
対 象 動 物	1 ハクビシン 2 アライグマ 3 不明	
被害状況※	1 居住用建築物の内部における足音及び鳴き声による騒音 2 居住用建築物の内部又は敷地内におけるふん尿による汚損 3 居住用建築物の破損 4 居住用建築物の内部又は敷地内におけるその他の被害 ()	
過去の申請の有無	同一建築物における過去の申請 1 無 ・ 2 有 (年 月 申請)	
備 考		

※ 該当する番号に丸を付け、被害状況が分かる写真を添付してください。

記入例

別記第1号様式（第10条関係）

令和 〇年 〇月 〇日

江東区長 殿

申請者 住 所 江東区東陽4-11-28
氏 名 江東 太郎
電話番号 3647-6148

江東区ハクビシン・アライグマ対策事業利用申請書

江東区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱第10条の規定により対策事業の実施を希望するので、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 対策事業の実施の際は、江東区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱第12条に定める事項を実施します。
- 2 同要綱に基づく事業の実施において必要な事項を第三者に提供することに同意します。

申請者が所有者であることが分かる書類を添付してください

対象の建築物	所在地	江東区東陽4-11-28
	用途	① 個人宅 2 共同住宅
対象動物	① ハクビシン 2 アライグマ 3 不明	
被害状況※	1 居住用建築物の内部における足音及び鳴き声による騒音 ② 居住用建築物の内部又は敷地内におけるふん尿による汚損 3 居住用建築物の破損 4 居住用建築物の内部又は敷地内におけるその他の被害 ()	
過去の申請の有無	同一建築物における過去の申請 ① 無 ・ 2 有 (年 月 申請)	
備考		

※ 該当する番号に丸を付け、被害状況が分かる写真を添付してください。